

広島県告示第百九十六号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）
第十一条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、
令和二年七月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 荻地区（その一）

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町荻の国土地理院四等三角点「泊」（北緯三四度一五分四二秒六三七三、東経一三三度〇六分〇三秒七三四九、標高三四・九〇メートル）

基点一 基準点から二三六度一九分〇八秒の方向九七三・七五メートルの点

基点二 基点一から二六七度五〇分〇三秒の方向五三四・九四メートルの点

基点三 基点二から五度五三分三二秒の方向二〇・〇〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和二年三月九日

2 荻地区（その二）

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町垂水の国土地理院三等三角点「観音」（北緯三四度一六分〇三秒五五六七、東経一三三度〇四分四八秒七六五〇、標高四七二・〇五メートル）

基点一 基準点から一九八度二八分五一秒の方向一〇七一・六六メートルの点

基点二 基点一から一九四度〇一分五八秒の方向六五・四三メートルの点

基点三 基点二から二九九度二五分四五秒の方向九七・五二メートルの点

基点四 基点三から二二度五五分一〇秒の方向六二・五九メートルの点

(三) 指定年月日

令和二年三月九日